

～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

令和3年1月から3月に発令された新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応する観点から、次期作に前向きに取り組む農業者を支援します。

今回の支援対象品目となる高収益作物

- ◆ 令和3年1月から3月に、豊作等の影響によらず、緊急事態宣言の再発令により市場取扱金額が平年の2割以上減少した月のある以下の高収益作物
 - 全国で支援対象品目となる高収益作物
メロン、つまもの類（わさび、穂じそ等）、香酸カンキツ（すだち、かぼす、ゆず等）、切り花
 - 都道府県単位で支援対象品目となる高収益作物
地域特有の影響が生じている品目については、都道府県ごとに定めています。

今回の公募での主な変更点

- ①支援対象期間は、緊急事態宣言が発令された令和3年1月から3月
- ②支援の対象となる面積は、支援対象品目のうち令和3年1月から3月に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったほ場の合計面積が上限
- ③交付額は、支援対象品目に係る令和3年1月から3月の農業者の減収額の8割が上限
- ④収入保険の加入者は、収入保険の保険金等を算定する際に本交付金の交付額を収入として計上
- ⑤収入保険の未加入者は、加入に向けて共済組合と保険設計の相談等を行うことが要件

支援対象となる農業者

- ◆ 令和3年1月から3月の支援対象品目の売上が、基準年（前々年もしくは平年）の同時期より減少した農業者

【留意点】第4次公募の支援対象は、令和3年1月から3月の緊急事態宣言による影響を受けた農業者が行う次期作の取組です。従って、第3次までの公募で既に交付金を受け取った農業者も第4次公募による支援を受けることができます。

支援内容

◆ 高収益作物の次期作に向けた取組例

- ・ 生産・流通コストの削減の取組
- ・ 種苗、肥料、農薬等の資材の導入
- ・ 土づくり・排水対策等の取組
- ・ 作業環境の改善の取組
- ・ 事業継続計画の策定



被覆資材の導入



空調装置の導入

◆ 次期作の支援単価

① 基本単価 : 5万円/10a (中山間地域は5.5万円/10a)

② 高集約型品目の単価 : 80万円/10a又は 25万円/10a

- 単位面積当たりの経営費が著しく高い施設栽培の品目(切り花など)に限ります
- また、この場合の施設は加温装置(空調装置)又はかん水装置がある施設に限ります(いわゆる雨よけハウスは除きます)

交付対象面積及び交付額の算定

農業者ごとの交付上限額 : 支援対象品目における、令和3年1月から3月の売上減少額(※)の合計の8割 ※基準年(前々年もしくは平年)の同時期と比較

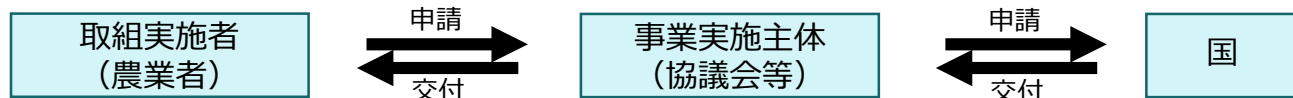
交付対象面積 : 農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に確認した面積であって、①の面積を上限として②の面積を対象

- ① 支援対象品目の作付面積のうち、令和3年1月から3月の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかったほ場の面積
- ② 次期作における高収益作物の作付面積のうち、定められた取組項目の中から2つの取組を選んで同一ほ場において実施する面積

◆ 取組実施者(農業者)への交付額

A), B) のうち小さい額 { A) 農業者ごとの交付上限額
B) 交付対象面積 × 支援単価 (5万円/10a、5.5万円/10a、80万円/10a、25万円/10a) }

<事業の流れ>



本事業に関する問い合わせ先

農林水産省 生産局 園芸作物課 ☎03-6744-2424

北海道農政事務所 生産支援課 ☎011-330-8807

東北農政局 生産部 園芸特産課 ☎022-221-6193

関東農政局 生産部 園芸特産課 ☎048-740-0434

北陸農政局 生産部 園芸特産課 ☎076-232-4314

東海農政局 生産部 園芸特産課

近畿農政局 生産部 園芸特産課

中国四国農政局 生産部 園芸特産課

九州農政局 生産部 園芸特産課

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課

☎052-223-4624

☎075-414-9023

☎086-224-9413

☎096-300-6253

☎098-866-1653